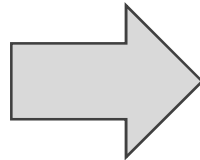


「豊島区建築物等の解体工事における事前対策等に関する要綱」を改正しました

令和6年4月より、以下が変更になります。

変更点1 区独自の届出（解体工事標識設置届出書）は不要になりました。



届出不要

※大気汚染防止法に基づく、石綿事前調査結果報告（G-Biz）による届出は必要です。

変更点2 区独自のお知らせ標識を廃止しました。

大気汚染防止法では、すべての解体・改修工事について掲示が義務付けられていますので、工事現場への掲示は必要です。

今後は、法律に基づく掲示のみを工事現場へ表示してください。

区ホームページに参考様式を掲載していますので、ご利用ください。

（旧）区の様式

法の参考様式

<問い合わせ先>

豊島区環境清掃部環境保全課公害対策グループ

TEL 03-3981-2405